

令和元年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日 木曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可について

日程第4 議案第14号 非農地証明について

日程第5 議案第15号 あっせんについて

日程第6 議案第16号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

## (6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	定刻・定数に達しておりますので、これより、令和元年7月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後議事進行をお願いいたします。会長よろしくをお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	それでは、これより本日の会議を開催いたします。 本日の日程は、配付をしております議事日程のとおりであります。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名人の委員の指名を行います。 14番日高委員、2番中村委員を指名いたします。
日程第2 議案第12号	議長	それでは、ただいまより議案審議に入ります。 日程第2、議案第12号、「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第2、議案第12号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は1ページから2ページになります。 今月は賃借権設定1件、使用貸借権設定2件、所有権移転3件、合計6件の申請がありました。 1番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,199平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。本件1番については許可後の経営面積が2,199平米となり、下限面積の20アールを超えます。 2番です。住吉下能野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,856平米を賃借により10年間借り受けるものです。 3番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,662平米を贈与により所有権移転するものです。 4番です。榕城岳之田地区です。台帳現況地目田の3筆で、合計面積1,475平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。本件3番、4番については許可後の経営面積が3,137平米となり、下限面積の20アールを超えます。 5番です。下西上石寺地区です。台帳現況地目、畑の6筆で合計面積4,312平米を売買により所有権移転するものです。 6番です。伊関浜脇地区です。台帳現況地目、畑の5筆で、合計面積8,566平米を贈与により所有権移転するものです。 以上、1番から6番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いいたします。
	3番委員	3番です。1番と2番について私のほうから報告させていただきます。 7月21日午後より推進委員、譲受人立会いのもと現地調査を実施いたしました。 現地は住吉本村地区の圃場整備内で安納イモを作付けしております。 譲渡人は、譲受人の配偶者の親御さんであり、申請内容につ

いては、電話で確認をとりました。

譲受人は、この親御さんの農地を活用いたしまして、園芸作物をメインに経営を行っており、農業機械等も作物ごとにそろっておるといふなことでございます。

また今後、園芸作に条件に合う農地があれば、規模拡大も図っていききたいという希望もございました。調査の結果、申請のとおり許可相当と思われまます。

2番について、同じく7月21日午後より、推進委員、譲渡人及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。

現地は住吉、下能野地区の圃場整備地区内で、サトウキビの夏植を行うということでございます。

譲渡人は土地持ち非農家であり、農地はほとんど借地に出しているとのことございました。

譲受人は、兼業農家ですが、本年度で還暦の60歳ということで退職をいたしまして、来年度よりは専業農家としてサトウキビを意欲的に作りたいと、現行3町歩程度作っておりますが、5町までは規模拡大をしたいと、そのための農地も確保したいというふうなやる気のある農家でございます。農機具等も一式そろっており、申請のとおり許可相当と思われまます。以上です。

5番委員

5番です。整理番号3と4について説明をいたします。

譲受人と最適化推進委員2人と自分が21日午前10時に現地集合をいたしました。

現地は上之原集落内の市道沿いで除草剤を散布し、つゆ草が枯れた状態でありました。これから耕耘作業をするということでありました。また譲渡人は譲受人の兄で贈与については電話で確認をいたしました。

引き続き、そのまま、4番になりますが、甲女川沿いにある田んぼに移動しました。田には米が作付され、畦畔はきれいに整理されておりシカ防護柵とネットで対策を講じておりました。先ほどと同じく、兄弟での使用貸借で申請書のとおりであります。何ら問題なく相当だと思ひます。

続きまして、整理番号5の所有権移転有償について説明をいたします。

現地に譲受人と最適化推進委員と自分が21日午前9時に現地に集合し、申請書の内容と現地を確認いたしました。

現地はサムズ手前から左に約300m東に上がったところの譲受人宅の裏にあり、安納イモと落花生が作付けされておりました。

譲渡人への確認は、行政書士がいろいろ段取りしておりますので、行政書士に電話をいたしまして、確認をしたところあります。

申請書どおり間違いはありませんでした。以上です。

6番委員

6番です。整理番号6番について御説明をいたします。贈与のことでございます。

7月24日昨日、推進委員と現地確認及び聞き取りを行いました。

まず、譲渡人と譲受人の関係は祖父と孫の関係でございます。

譲受人の父が農業を引き継いで経営を行っていましたが、7年前に他界をされまして、男の子がおらず、女の子の子どもだけでありました。

その後、あとを引き継ぎ、母親と一緒にこの譲受人が農業経営を行っておりました。

結婚、出産をいたしまして現在、榕城中目に居住しております。

		<p>すが、農業が好きな方で、家にいるよりは畑にいた方がいいというぐらいで子供を連れて農作業を行っており、また旦那さんは、勤め人でございますが、仕事の終わり、休日の度、畑に来ております。</p> <p>農業機械関係もその持っているものをそのまま引き継ぎ、経営上何ら問題もなく、現在安納イモを主体に馬鈴薯、レザリーフを作付けしております。</p> <p>本申請に何ら問題ないと考えますので、皆様の許可、賛同をよろしくお願ひします。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本案につきまして、事務局並びに担当委員のほうから報告がありました。この件について、質問のある方は挙手をお願いをいたします。</p>
		(質疑無し)
	議長	<p>無いようですので、質疑を終了して、議案第12号「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。許可することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致の賛成でありますので、本案は許可することに決定をいたしました。</p>
日程第3 議案第13号	議長	<p>続きまして日程第3、議案第13号「農地法第5条の規定による許可について」を審議いたします。事務局議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第3、議案第13号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページです。</p> <p>1番です。申請地は、下西、壺泊地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積150平米であります。</p> <p>申請理由は、譲受人は、申請地に隣接する土地でホテル及び遊技場を営んでいるが、申請地を求め職員及び一般人を対象とした共同住宅を建築したいとのことです。</p> <p>土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は、宅地やホテル道路等がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われます。また預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われます。</p> <p>2番です。申請地は、下西、下石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積297平米であります。</p> <p>申請理由としましては、借り人は、土木、工事業・砂利採取業を営み、申請地に隣接する土地で、砂利採取を行っております。</p> <p>申請地を借り受け、隣接地での砂利採取のための保安区域としたいとのことです。</p> <p>砂利採取については1年ごとの許可となり、申請地は、昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。</p> <p>土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備、農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。</p>

	<p>周辺は原野と山林で被害防除計画書及び被害に関する誓約書も提出されていることから転用による被害はないと判断されます。以上で説明を終わります。委員の皆様御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この件につきましては現地調査が行われておりますので、調査委員長と担当委員の報告のほう求めます。調査委員の皆様、お疲れさまでした。それでは、調査委員長、報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番です。先日7月24日、事務局より2名、2番、3番委員、計4名で現地調査を行いました。 番号1ですが、畑といたしましても150平米と狭く、荒れた状態でした。 以前は野菜なんかをつくっていたのではないかと思います。 畑の後ろの家、通路も買収も終わっているみたいです。すぐ横の道路には側溝も入っております。 以上、調査の結果、5条の規定による許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。 番号2です。借り人の申請は、県の指導により毎年更新されている一時転用です。 砂利採取が終わるまではそうです。 以上、調査の結果、農地法5条の規定による許可相当ではないかという意見の一致を見るところでした。御協議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この案件につきまして担当委員、担当推進委員のほうから何か補足説明があればお願いをしたいと思います。</p>
3番委員	<p>3番です。委員長の報告のとおりでございます。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの案件につきまして皆さんのほうから何か、質問等ありましたら挙手でお願いをいたします。</p>
14番委員	<p>14番です。番号1についてちょっとお聞きしたいんですけど、転用目的が共同住宅というふうになっておりますけど、これは面積の上限っていうのは、あるんでしょうか。 一般住宅であればおおむね500平米以内とか、農家住宅なら1,000平米以内とかあるんですけど、共同住宅となった場合もやっぱりそういう要件があるんでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>農家住宅であれば1,000平米、普通の一般住宅で500平米という、面積はありますけれども、共同住宅ということですので特に面積の制限はありません。その土地に、有効的に使う面積であればですね、極端に土地が広くてその共同住宅がちょっとちっちゃいということであれば認められないこともありますけれども、特にその制限はありません。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに。</p>
8番委員	<p>8番です。この今のスライドの写真ですけど、この赤線の間だけでこの手前も1筆になっているような感じがあるんですけど、ここだけなんですか。</p>
事務局	<p>隣は段がちょっとついていて上のほうが畑になっているんですけども、そこと続きということで上の畑は作っているので、その境界もそこで示してはあるんですけども、そこも地籍調査等入っている土地じゃないということで、おおよそその辺だろうという部分で出してはいるんですけども、上の畑と続</p>

		きということで、上の畑は作っているの、作付け中ということです。手前がですね段になって上の方が畑になっています。
	議長	ということですがけれども、ほかに。 (挙手無し)
	議長	無いようですので「農地法第5条の規定による許可について」を採決いたします。 許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は許可することと決定いたしました。
日程第4 議案第14号	議長	続きまして、日程第4、議案第14号「非農地証明について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第4、議案第14号「非農地証明について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番です。下西、池野地区です。台帳地目は畑ですが、平成21年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 2番です。下西上石寺地区です。台帳地目は畑ですが、昭和51年頃から耕作せず、現在、通路となっております。交付基準2に基づいた申請です。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。 この件につきましても、現地調査が行われているようです、調査委員長報告をお願いします。
	2番委員	2番です。7月24日、昨日事務局より2名、2番、3番委員、計4名で調査を行いました。 番号1です。平成21年より耕作されておらず、写真のとおり竹山です。竹が異常に繁殖しており、農業機械での畑の復元は不可能だと思います。調査の結果、交付基準1(イ)に該当し、非農地として許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。 番号2です。昭和51年から耕作せず、倉庫、畑への通路として使っていましたが、倉庫は数年前に解体しております。申請人は県外に居住しており、家、畑も処分したいと考え、先ほど出ました3条のところでもありましたが、多くの畑の通路を確保するためにも、今回の申請となりました。調査の結果、交付基準2該当し、非農地として許可相当ではないかという意見の一致を見るところでした。 御協議をよろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから法から報告がありました。これにつきまして担当委員と推進のほうから何か補足説明があればお願いいたします。
	3番委員	3番です。調査委員長の報告のとおりでございます。よろしく申し上げます。
	議長	ただいまの案件につきまして皆さんのほうから何か、質問等ありましたら挙手でお願いをいたします。 (質疑無し)
	議長	それでは、ただ今より採決をいたします。 議案第14号「非農地証明について」原案どおり承認することについて賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので本案は承認することと決定いたしました。
日程第5 議案第15号	議長	続きまして日程第5、議案第15号「あっせんについて」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第5、議案第15号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5ページです。 1番「貸したい」の申し出です。場所は、中割万波地区です。 茶の木を栽培していますが、伐根可能で、希望賃借料は、1反当たり1万円をお願いしたいとのことです。あっせんにつきましては、10番、坂本委員と11番、岩本委員をお願いいたします。以上です。
	議長	ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、これについて何か質問のある方は挙手をお願いをいたします。
		(質疑無し)
	議長	無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。
日程第6 議案第16号	議長	続きまして日程第6、議案第16号の審議、この前にお諮りをいたします。議案第16号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、所有権の移転、整理番号1は、1番委員が利用権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により1番委員が議事参与できません。従いまして、議事の進行上、議案第16号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうちまず所有権の移転、整理番号1を審議し、そのあと利用権の設定、整理番号1から6及び所有権の移転、整理番号2を審議したいと考えます。 御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
	議長	それでは、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち農地の所有権の移転、整理番号1について、担当委員のほうから報告をお願いいたします。
	事務局	すみません、先に全体の説明をします。
	議長	事務局説明をお願いします。
	事務局	日程第6、議案第16号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。まず初めに、利用権の設定を説明いたします。6ページをお開きください。 1段目です。期間が令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間、地目畑、面積12,351平米。うち更新分12,351平米、合計面積12,351平米、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。 2段目です。期間が令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間、地目畑、面積4,734平米うち更新分2,677平米、合計面積4,734平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。 内訳については、7ページを詳細については、8ページから14ページをご覧ください。 続きまして、所有権の移転を説明いたします。15ページをお開きください。 令和元年8月1日に所有権移転するものです。地目畑、面積9,895平米、合計面積9,895平米所有権を移転する者2人、受ける者2人です。



	<p>内訳については16ページを詳細については、17ページから20ページをご覧ください。</p> <p>以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました委員の皆様御審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ちょっと順番が前後していますけれどもここで、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、1番委員の議場からの退出を求めます。</p>
	(1番委員退室)
議長	<p>ただいまの説明に続きまして農用地利用の集積計画策定に係る意見についてのうち所有権の移転、整理番号1について、担当委員の報告をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>3番です。</p> <p>7月21日に推進委員、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は住吉深川地区の圃場整備地区内で現在、イモを2筆、サトウキビを1筆作付けしております。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係での贈与による申請でございます。</p> <p>譲受人は、当日は所用がありまして、立会いができませんでしたが、電話で確認をとっております。譲受人はサトウキビを中心に、畜産を取り入れた複合経営を実施しております。</p> <p>農機具等につきましては、譲渡人の父のほうの機械を共同利用しており、特に問題はないと思います。今後、規模拡大等を十分期待できると後継者であります。</p> <p>また認定新規就農者でもあり、申請の通り、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入ります。所有権の移転、整理番号1番の説明報告に対して皆さんのほうから何か意見質疑等があれば挙手をお願いをいたします。</p>
	(質疑無し)
議長	<p>無いようですので、議案第16号の「農地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、所有権の移転整理番号1、原案どおり承認することに対して賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、議案第16号の「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち所有権の移転、整理番号1は承認することに決定いたしました。</p> <p>1番委員の入室をお願いします。</p>
	(1番委員入室)
議長	<p>続きまして、利用権の設定整理番号1から5、所有権の移転、整理番号2番について、担当委員の報告をお願いいたします。</p>
1番委員	<p>1番です。所有権移転の番号2について説明をします。</p> <p>21日、譲受人立ち会いのもと、担当委員、推進委員で現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は、安納イモ、紫イモの専業農家で1町3反ほど作付けしています。</p> <p>この件につきましては数年間耕作をされておらず、荒れ放題</p>

	<p>に荒れていましたけれども、4月ごろから何回もロータリーをかけてきれいに整備されて来年3月には安納イモの植え付けを予定しているとのことでした。</p> <p>農業機械もそろっており、現在は、ドローンを購入して、農薬散布など行っておりまして、熱心に作業に取り組んでおります。何ら問題はないと考えます。</p> <p>譲渡人とは24日電話で確認しております。以上です。</p>
議長	7ページに戻ってお願いします。
2番委員	<p>2番です。利用権設定の整理番号1について報告いたします。</p> <p>7月21日夕方5時半、借り人立ち会いのもと、推進委員と2人で現地調査を行いました。</p> <p>借り人は、安納イモ、スナップエンドウを作付けする現和校区在住の認定農家です。</p> <p>貸し人は上之町出身で、借り人の父の知人だそうです。</p> <p>畑も以前から借りており、今回の申請となりました。</p> <p>畑にはスナップエンドウを植えたいとのことでした。</p> <p>農業機械についても一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。</p> <p>貸人とは電話で確認をしております。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当考えます。以上です。</p>
3番委員	<p>3番です。整理番号2について、説明をいたします。</p> <p>7月21日、推進委員、借り人立ち会いのもと現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は住吉地区能野地区の圃場整備地区内でスナップエンドウを作付けする準備をしております。</p> <p>貸し人とは、出郷者のため、申請内容について、電話で確認をとっております。</p> <p>借り人は、園芸作を中心に、経営を行っており、農機具も一式そろっておるとのことです。</p> <p>また、認定新規就農者でもあり、申請のとおり許可相当と思われます。以上です。</p>
6番委員	<p>6番です。整理番号3番について御説明いたします。昨日、7月24日推進委員と現地確認及び聞き取りを行いました。</p> <p>現地確認の後、借受人の事務所に出向き、内容等精査をし、聞き取りを行いました。借受人は皆さんも御存じのとおり、安納イモ、スナップエンドウ、落花生、作付けする従業員を抱える大規模農業を営む法人です。</p> <p>経営及び畑の管理等、何ら問題ありません。皆様の許可賛同をお願いします。以上です。</p>
9番委員	<p>9番です。整理番号4について御報告いたします。</p> <p>7月22日、借り人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>借り人は主に安納イモを約30町歩栽培している大規模農業法人であります。</p> <p>畑には既に安納イモが作付けされておりました。</p> <p>貸し人には電話にて内容を確認しております。</p> <p>双方確認の結果、また更新ということで何ら問題ないと考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>12番です。5番について報告いたします。</p> <p>7月21日借り人立ち会いのもと、推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>借り人は酪農している認定農家の方です。以前から借りていて、今回更新となっております。</p> <p>現地には牧草を植えておりました。</p>

		貸し人の方には電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。 よろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま、事務局、担当委員から説明がありました。 この案件につきまして、皆さんからご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。
		(質疑無し)
	議長	無いようですので、質疑を終了して採決に入りたいと思います。 議案第16号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち利用権の設定整理番号1から5、所有権の移転、整理番号2番についての原案通り承認することに賛成の方は挙手を求めます。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので、議案第16号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」は、すべて原案通り承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。
4. その他	会長 事務局	次は、その他であります。事務局のほうから何か。 (8月のスケジュールについて、資料により説明) (農地状況調査ヒアリングについて説明) (アンケート調査について説明) (遊休農地再生事業について説明)
	会長	他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、7月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

10時39分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 14 番委員 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 2 番委員 \_\_\_\_\_ (印)